

東広島市と株式会社フジとの地域活性化包括連携協定書

東広島市（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）は、地域活性化及び市民サービス向上に資する連携及び相互協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携と協働を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、地域活性化及び市民サービス向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項で連携し協力する。

- （1）市政情報の発信・PRに関すること
- （2）高齢者・子育て支援・教育振興に関すること
- （3）健康増進に関すること
- （4）地域の安全・安心の確保、災害対策に関すること
- （5）環境保全に関すること
- （6）地域福祉の推進に関すること
- （7）地産地消の推進に関すること
- （8）地域社会のSDGs推進に関すること
- （9）その他、地域の活性化の推進に関すること

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を効果的に実施するため、継続的な意見交換を行うものとし、具体的な実施事項については、協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密事項について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新されるものとして、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が代表者印を押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年9月14日

甲 広島県東広島市西条栄町8番29号
東広島市
東広島市長 高垣 廣徳



乙 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
株式会社フジ
代表取締役社長 山口 普

